

令和6年4月25日
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業者の許可取消について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

(1) 氏名 株式会社^{アキシス}AXISグリーン（法人番号370802002123）

代表取締役 山口 健一

(2) 住所 宮城県名取市上余田字千刈田508番地の1

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第14条第1項）の取消し

3 処分の理由等

当該法人が、法に違反したことにより、仙台簡易裁判所において罰金刑に処せられ、令和5年12月1日に刑が確定していたことが判明した。

このことが、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ（罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者）の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和6年4月25日